

不動産登記受付帳の様式の変更について

不動産登記規則の一部を改正する省令（令和 7 年法務省令第 4 9 号）の施行により、令和 8 年 1 0 月 1 日以降に登記が出された物件については、不動産登記受付帳（行政文書）を開示請求した際に「登記の目的」及び「不動産所在事項」が表記されなくなります（同年 9 月 3 0 日までの不動産登記受付帳は従前の様式となります。）。

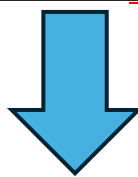
【変更前】

* 受付帳〈不動産〉

令和〇〇年

令和〇年△月□日 1 5 時 0 分作成

【第 1 号】	1 月 1 0 日受付（単独）	抹消登記	
既）	建物 前橋市〇〇町△△△		
【第 2 号】	1 月 1 0 日受付（単独）	所有権の保存（申請）	
既）	建物 前橋市〇〇町△△△		
【第 3 号】	1 月 1 0 日受付（単独）	地目変更・更正	
既）	土地 前橋市□□町☆☆ー〇		



【変更後】

* 受付帳〈不動産〉

令和〇〇年

令和〇年△月□日 1 5 時 0 分作成

【第 1 号】	1 月 1 0 日受付（単独）		
既）	建物		
【第 2 号】	1 月 1 0 日受付（単独）		
既）	建物		
【第 3 号】	1 月 1 0 日受付（単独）		
既）	土地		
【第 4 号】	1 月 1 1 日受付（単独）		
既）	土地		

令和 8 年 9 月

前橋地方法務局 総務課